

## (イ) 事業者数の推移

(各年度3月末現在)

区 分		年 度						
		60	2	12	27	28	29	30
内航	第一種利用運送事業	—	304	321	302	302	306	308
	第二種利用運送事業	—	—	—	67	77	85	92
	運 送 取 次 事 業	—	312	312	—	—	—	—
	計	309	0	633	369	379	391	400
外航	第一種利用運送事業	—	0	10	13	16	17	19
	第二種利用運送事業	—	—	—	18	18	18	18
	運 送 取 次 事 業	—	5	7	—	—	—	—
	計	2	0	17	31	34	35	37
鉄道	第一種利用運送事業	—	15	11	2	2	2	2
	第二種利用運送事業	—	119 (61)	130	124	125	129	128
	運 送 取 次 事 業	—	134 (61)	126	—	—	—	—
	計	113	253 (122)	267	126	127	131	130
自動車	第一種利用運送事業	—	3,458	4,127	1,226	1,261	1,286	1,341
	運 送 取 次 事 業	—	3,459	3,361	—	—	—	—
	計	703	0	7,488	1,226	1,261	1,286	1,341
航空	第一種・二種利用運送事業(国内)	20	22	34	16	18	18	18
	第一種・二種利用運送事業(国際)	6	8	17	3	3	4	8
	計	26	30	51	19	21	22	26
合計	利 用 運 送 事 業	—	3,926 (61)	4,650	1,771	1,822	1,865	1,934
	運 送 取 次 事 業	—	3,910 (61)	3,806	—	—	—	—
	計	1,153	7,836 (122)	8,456	1,771	1,822	1,865	1,934

資料:九州運輸局自動車交通部貨物課、海事振興部貨物課

※ 平成15年度3月31日で取次事業は廃止された。

※ 平成15年度4月1日から内航海運及び外航海運に第二種利用運送が追加された。

※ 平成15年度からは自動車の利用運送は事業者のみ計上した。

(注)鉄道の欄の( )書きは、旧貨物運送取扱事業法附則第10条の規定による確認事業者で内数。